１【連結財務諸表等】
⑴【連結財務諸表】⑿
①【連結貸借対照表】
②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
③【連結株主資本等変動計算書】
④【連結キャッシュ・フロー計算書】
⑤【連結附属明細表】
⑵【その他】
２【個別財務諸表等】
⑴【個別財務諸表】⒀
①【貸借対照表】
②【損益計算書】
③【株主資本等変動計算書】
④【キャッシュ・フロー計算書】
⑤【附属明細表】
⑵【主な資産及び負債の内容】
⑶【その他】

（記載上の注意）
⑴　一般的事項
a　財務報告書の作成については、この様式の記載上の注意に定めるところによるものとし、この様式の記載上の注意に定めのない事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第５号）第３号様式に準じて記載すること。この場合において、財務報告書を提出する事業者（以下「提出会社」という。）は上場会社等（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条の４の７第１項に規定する上場会社等をいう。）とみなす。
b　この様式（記載上の注意を含む。以下同じ。）は、提出会社が認定設置運営事業者（株式会社に限る。）である場合について示したものであり、認定設置運営事業者（持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第１項に規定する持分会社をいう。）に限る。）の場合及び認定施設供用事業者の場合については、これに準じて記載すること。
⑵　事業の内容
当連結会計年度末（連結財務諸表を作成していない場合には「当事業年度末」。⑶及び⑼において同じ。）現在における提出会社及び関係会社において営まれている主な事業の内容、当該事業を構成している提出会社又は当該関係会社の当該事業における位置付け等について、法第28条第２項の業務に係る経理を整理する区分（以下「業務区分」という。）との関連を含め系統的に分かりやすく説明するとともに、その状況を事業系統図等によって示すこと。
なお、業務区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社の名称を併せて記載すること。
⑶　従業者の状況
a　当連結会計年度末現在の連結会社における従業者（役員を除く。以下同じ。）数を業務区分に関連付けて記載すること。
また、提出会社の当事業年度末現在の従業者について、その数、平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与（賞与を含む。）を記載するとともに、従業者数を業務区分に関連付けて記載すること。
b　連結会社又は提出会社において、臨時従業者が相当数以上ある場合には、当連結会計年度末までの１年間におけるその平均雇用人員を外書きで示すこと。ただし、当該臨時従業者の総数が従業者数の100分の10未満であるときは、記載を省略することができる。
c　当連結会計年度末までの１年間において、連結会社又は提出会社の従業者の人員に著しい増減があった場合にはその事情を、労働組合との間に特記すべき事項等があった場合にはその旨を簡潔に記載すること。
⑷　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析
連結会社（連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。⑼において同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下⑷において「経営成績等」という。）の状況の概要を記載した上で、経営者の視点による当該経営成績等の状況に関する分析・検討内容を、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
なお、経営成績等の状況の概要にはａに掲げる事項を、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容にはｂに掲げる事項を含めて記載すること。
a　当連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には「当事業年度」。⑸から⑻までにおいて同じ。）における事業全体及び業務区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フローの状況について、前年同期と比較して、その概要を記載すること。
b　経営成績等の状況に関して、事業全体及び業務区分ごとに、経営者の視点による認識及び分析・検討内容を、報告書に記載した他の項目の内容及び認定区域整備計画及び事業計画の実施状況と関連付けて記載すること。
⑸　入場料納入金及び認定都道府県等入場料納入金並びに国庫納付金及び認定都道府県等納付金の納付状況
a　当連結会計年度における入場料納入金及び認定都道府県等入場料納入金について、それぞれの額、増減の理由等を、その計算の基礎となった入場者数とともに、記載すること。

第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日